

一般質問 — 2名の議員が一般質問 —

東秩父村のさまざまな課題等について、行政に考えを聞くのが一般質問。議員は政策提言も含めて質問することができます。持ち時間は答弁も含めて60分です。

この議会日よりでは、議員本人が一般質問の一部を抜粋して執筆（要約）したものを掲載しています。紙面の都合により議員の質問は言い切り型で表現しています。

運営費の一般財源化で
国の負担が不明瞭



栗島廣行 議員

住民福祉課長

自由な財政運営が可能

保育行政について

- (1) 運営費の国庫負担の変化と影響は
- (2) 保育料徴収の新規則の目的と利用者の変化は
- (3) 村の保育所入所条件は
- (4) 管外保育とはどのような制度であるか
- (5) 設置基準に基づく人員配置及び設備、並びに現状について

問 3歳から5歳までの幼児は村に何人いますか。

答 3歳児4名、4歳児7名、5歳児8名、計19名です。

問 入所における認定は新しい試みと思えますが、法の規定はどこにありますか。

答

こども子育て支援法19条に「こどものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子ども27条1項に規定する特別教育・保育、28条1項2号に規定する特別利用保育、

同項3号に規定する特別利用教育、29条1項に規定する特定地域型保育又は30条1項4号に規定する特別保育の利用について行う」と定められていて1号と3号認定までがあります。

問 村の認定別の乳幼児は何人ですか。1号認定から3号認定まで認定別にお答えください。

答

1号認定…満3歳以上の小学校就学前子ども保育を必要とする事由に非該当の者4名。2号認定…満3歳以上の小学校就学前子どもであって保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けること、が困難で保育を必要とする事由に該当の者14名。3号認定…満3歳未満の小学校就学前子どもであって前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難で保育を必要とする事由に該当の者5名です。

問 利用者負担額を決める規定が

答 令和3年11月にできたのは令和3年11月まではどの根拠に基づいて利用者負担額を徴収していましたか。

平成27年4月から令和3年10月までの期間は東秩父村保育所利用者負担金基準表をもとに利用者負担額を徴収してまいりました。この基準表につきましては毎年度更新を行い、そのたびに村長が決裁を行い設定したものです。本来であれば平成27年度以前の措置入所時代までは利用者が入所先を選択できる制度改正時から利用者負担額を規定で定める必要があつたものと考えます。

